

京都市告示第667号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和8年2月20日

京都市長 松井 孝治

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|------------------------|------------------------------|----------------|
| 御館 喜和 | フレアス在宅マッサージ 京都南区施術所 | 南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301号室 | 令和7年12月 15日 |
| 前崎 貴智 | フレアス在宅マッサージ 京都南区施術所 | 南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301号室 | 令和8年1月5 日 |
| 名取 大地 | すみれ鍼灸院 | 西京区大枝北沓掛町2丁目 8番地17 | 令和8年1月 14日 |
| 熊谷 大智 | くま整骨院 | 伏見区淀池上町135-1 ウィンライフ淀1F | 令和8年1月9 日 |

(保健福祉局福祉のまちづくり推進室)